

甲府市上下水道局告示第 7 5 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 3 年 9 月 1 4 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 入札番号 | 下水－1 4 号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市浄化センター水処理施設運転管理等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日 |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加形態

入札に参加しようとする事業者の形態は、単体事業者又は共同企業体とする。
共同企業体の場合は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 共同企業体の構成員の数は 2 社とする。
- (2) 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は 3 0 % とする。
- (3) 共同企業体の運用形態は、各構成員が対等の立場で一体となって委託業務を履行するものとする。
- (4) 共同企業体の構成員は、単体事業者としての参加と共同企業体の構成員としての参加を兼ねることはできない。また、他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体の場合、代表者は次に掲げる条件のうち(1)から(8)までを満たす者で、他の構成員は(1)から(7)までを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）
- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第2条に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者で、関東地方整備局管内に本店又は本社を有する者であること。
- (8) 日本国内の公共下水道又は流域下水道の下水道処理施設（標準活性汚泥法）において年間日平均処理量が100,000m³/日以上の水処理施設及び濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設を併せた一連の運転管理業務について、過去10年以内に受託者として3年以上継続受託した実績があること。た

だし、甲府市浄化センター水処理施設運転管理業務の受託実績があり、かつ、過去5年間に国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と水処理施設及び汚泥処理施設を併せた一連の運転管理業務の受託実績がある者は、前段の要件を満たすものとする。

- (9) 仕様書第6条の要件を満たす総括責任者、副総括責任者及び有資格者を配置できる者であること。

4 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年9月14日（火）～令和3年9月24日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-228-3436

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年9月14日（火）～令和3年9月24日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-228-3436

※ 郵送は不可

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年10月14日（木） 午前10時

- (2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室

甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 / 100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100 / 110 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 3 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第 12 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の 10 / 100）：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 説明会は行わない。

(5) 現地確認期間を令和 3 年 9 月 21 日（火）から令和 3 年 9 月 28 日（火）まで（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）設けるので、現地確認を希望する者は事前に必ず甲府市浄化センターまで連絡すること。

（連絡先：電話 055-241-0131 平日午前 9 時～午後 5 時）

- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。